

砂防コンクリート工の設計・積算の適切な実施について

1日あたりのコンクリート量が小規模な施工量となるコンクリート工(砂防)における土木工事標準歩掛の適用について周知(R2.2.7)

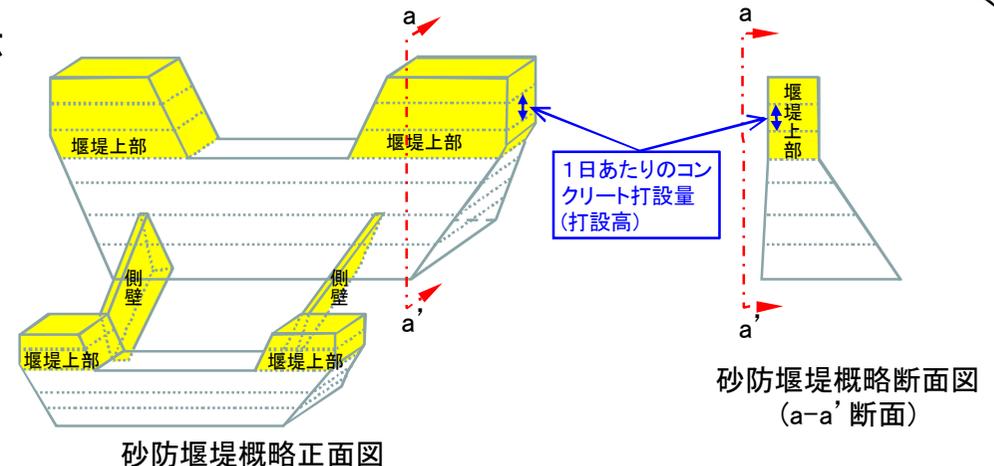
- コンクリート日打設量を踏まえた適切な歩掛の区分による積算計上方法の再周知と明確化
- 当初設計での対応が困難な場合は、変更設計において特別調査・見積り等により適切に対応することを当初設計に明示
(作業人員や機械の効率的な配置が困難などの施工条件が特殊で標準歩掛が適用できない場合、当初設計の計画工程(工期)が著しく施工実態と乖離する場合 等)

□土木工事標準歩掛における積算条件区分[2019年度版]

1日あたりコンクリート打設量	10m ³ 未満	10m ³ 以上～50m ³ 未満	50m ³ 以上～150m ³ 未満	150m ³ 以上
積算計上方法	特別調査・見積り	標準歩掛		特別調査・見積り

【概要】小規模な施工量となる部位の積算計上方法

特に小規模な施工量となる堰堤上部付近及び側壁、護岸等(右図 部分等)において、1日あたりのコンクリート打設量を踏まえた条件の積算計上方法により、きめ細やかに対応



※引き続き、令和2年度においても施工合理化調査により実態を把握し検討する。

□上記と併せて、地域毎の調達環境や施工条件の特性を踏まえつつ、工事の生産性向上により配慮した施設設計の検討について周知